

室蘭市開港150年・市制施行100年記念事業

動画作成業務委託仕様書

1 業務名

室蘭市開港150年・市制施行100年記念動画作成業務

2 業務目的

本業務は、令和4年に開港150年・市制施行100年を迎える室蘭市の歴史及び発展を遂げてきた市の歩みと、これからの未来を映像を通して市内外に発信することにより、お祝いムードの機運を高めるとともに、今後のまちの更なる発展へとつなげる内容とする動画を作成する。

3 契約期間

契約締結の日から令和4年3月31日まで

4 業務内容

(1) 動画の作成

ア 企画・構成

- ①受託者は室蘭市と企画の方向性を協議の上、動画を作成すること。
- ②室蘭市のこれまでの歴史を振り返るとともに、室蘭市を次世代へ繋がることをイメージした映像とすること。また、開港150年・市制施行100年にふさわしい記念動画の企画・構成を提案すること。
- ③10分程度の本編動画及び1分半程度の本編のダイジェスト版動画の計2本を作成すること。

イ 撮影・取材・資料収集

- ①イメージ動画の一部はドローンを使い、室蘭市の風光明媚な景色を撮影すること。また、撮影に当たっての関係各所の許可は、受託者が行うこと。
- ②業務を遂行する上で必要な書類は、受託者において入手すること。ただし、市の保有する画像、映像は可能な範囲で提供する。

ウ 動画の規格

- ①撮影は、4K以上の画面解像度で行うこと。
- ②動画はYouTube及びDVDプレーヤー、DVDドライブ付きパソコン等で再生できる形式とすること。

(2) 成果物

ア 完成動画 (FULL HD、MP4)

動画に係る納品するための保存用ハードディスクは室蘭市が用意する。

イ 新たに撮影した映像の元データ (4K以上)

(3) 納品場所及び期限

ア 納品場所：室蘭市総務部総務課

イ 納品期限：令和4年3月31日まで

5 著作権及び著作人格権

(1) 本動画は記念式典及びインターネット上で公開するため、公開可能な映像、音楽のみを利用することとし、利用する映像、音楽等に関する著作権及び著作人格権等、全ての権利を侵害しないこと。

(2) 本動画における著作権及び著作人格権については以下のとおりとする。

ア 受託者は、受託者が本業務を行うにあたり、新たに制作した著作物 (以下「新規著作物」という。) の著作権法第27条及び第28条に定める権利を含む全ての著作権を室蘭市に譲渡すること。

イ 受託者は、室蘭市及び新規著作物を利用する第三者に対し、一切の著作物人格権を行使しない。

ウ 新規著作物の中に受託者が既に有している著作物 (以下「既存著作物」という。) が含まれている場合、その著作権は受託者に留保される。既存著作物が含まれる新規著作物について、室蘭市が二次利用する場合は、利用目的や用途により都度、室蘭市と受託者にて協議し、両者が合意した場合に限り、二次利用できることとする。

6 その他

本仕様書に定めがない事項については、必要に応じ本市担当者と協議して定めるものとする。